

政策会議 議事概要

開催日	令和4年12月19日	場所	市役所本庁舎 4階会議室																					
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長																							
議題	使用料及び手数料等の見直しについて																							
総合計画での位置付け	基本目標 健全な行財政運営の推進 基本方針 健全な行財政運営の推進 基本施策 【健全な行財政運営の推進】																							
総合戦略での位置付け	—																							
現状	施設使用料や手数料については、平成17年度の宍粟市合併時に、また、条例制定時に設定され、運用している中で、平成26年度及び平成30年度における消費税率改正に伴う使用料等の見直し、観光施設使用料の見直しを行っている。直近では、12月議会定例会において、観光施設使用料の増額改定案が可決されている。																							
課題	平成17年度以降、一部使用料を除いて全庁的な使用料及び手数料の見直しをすることができていない。 なお、令和3年度に策定した第四次宍粟市行政改革大綱において、使用料及び手数料の見直しを令和4年度に実施するスケジュールとなっており、令和4年5月20日の行政改革推進本部において、全庁的に使用料及び手数料について見直すことと決定している。																							
決定事項	1. 施設等使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設区分・名称</th> <th style="width: 40%;">見直し概要（冷暖房以外）</th> <th style="width: 30%;">冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宍粟防災センター</td> <td>ホール：15,000円→22,500円 等</td> <td>3割 → 5割</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用料</td> <td>近隣市町に準拠し増額改定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ施設</td> <td> スポニックパークー宮 コテージ（土日祝）：14,000円→21,000円 温水プール・B&Gプール 温水プール：500円→600円 B&Gプール：200円→300円 照明 スポニックパークテニスコート、波賀テニスコート・フットサルコート：200円→300円 </td> <td>3割 → 5割</td> </tr> <tr> <td>学遊館（宿泊棟・アイビードーム・広場のみ）</td> <td> 宿泊棟：1,000円→1,500円 アイビードーム：800円→1,100円 ゆうゆう広場：500円→700円 等 </td> <td>3割 → 5割</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設（上記除く）</td> <td style="text-align: center;">【改正無し】</td> <td>3割 → 5割</td> </tr> <tr> <td>保健福祉センター</td> <td style="text-align: center;">【改正無し】</td> <td> 3割 → 5割（波賀） 5割（新規設定：千種） </td> </tr> </tbody> </table>			施設区分・名称	見直し概要（冷暖房以外）	冷暖房使用料	宍粟防災センター	ホール：15,000円→22,500円 等	3割 → 5割	行政財産使用料	近隣市町に準拠し増額改定	—	スポーツ施設	スポニックパークー宮 コテージ（土日祝）：14,000円→21,000円 温水プール・B&Gプール 温水プール：500円→600円 B&Gプール：200円→300円 照明 スポニックパークテニスコート、波賀テニスコート・フットサルコート：200円→300円	3割 → 5割	学遊館（宿泊棟・アイビードーム・広場のみ）	宿泊棟：1,000円→1,500円 アイビードーム：800円→1,100円 ゆうゆう広場：500円→700円 等	3割 → 5割	生涯学習施設（上記除く）	【改正無し】	3割 → 5割	保健福祉センター	【改正無し】	3割 → 5割（波賀） 5割（新規設定：千種）
施設区分・名称	見直し概要（冷暖房以外）	冷暖房使用料																						
宍粟防災センター	ホール：15,000円→22,500円 等	3割 → 5割																						
行政財産使用料	近隣市町に準拠し増額改定	—																						
スポーツ施設	スポニックパークー宮 コテージ（土日祝）：14,000円→21,000円 温水プール・B&Gプール 温水プール：500円→600円 B&Gプール：200円→300円 照明 スポニックパークテニスコート、波賀テニスコート・フットサルコート：200円→300円	3割 → 5割																						
学遊館（宿泊棟・アイビードーム・広場のみ）	宿泊棟：1,000円→1,500円 アイビードーム：800円→1,100円 ゆうゆう広場：500円→700円 等	3割 → 5割																						
生涯学習施設（上記除く）	【改正無し】	3割 → 5割																						
保健福祉センター	【改正無し】	3割 → 5割（波賀） 5割（新規設定：千種）																						

施設区分・名称	見直し概要(冷暖房以外)	冷暖房 使用料
老人福祉センター (つちのこホール)	【改正無し】	5割(新規)
土万ふれあいの館	【改正無し】	5割(新規)
道路占用料 法定外公共物使用料	近隣市町に準拠し増額改定	-
公園施設	近隣市町に準拠し増額改定	-
学校施設	【改正無し】	3割 → 5割
山崎文化会館	ホール(1日8時間) 平日:24,000円→26,500円 土日祝:30,000円→33,000円 等	3割 → 5割
千種ふれあいサロン	風呂:400円→500円 (高齢者・小学生は200円→300円) フィットネス:200円→300円	-

2. 手数料

手数料区分等	見直し概要(主なもの)
給水設計審査手数料	増設の場合(半額)も新設と同額に改正、6個以上の場合(800円等)も5個以下の場合と同額(1,000円等)に改正、φ13～φ25まで小口径、φ40～φ75を大口径の2区分に改正
給水工事検査手数料	増設の場合(半額)も新設と同額に改正、6個以上の場合(800円等)も5個以下の場合と同額(1,000円等)に改正、φ13～φ25まで小口径、φ40～φ75を大口径の2区分に改正
下水道排水設備指定工事店新規指定手数料等	下水道排水設備指定工事店新規指定手数料について、40,000円→50,000円に改正(上水道給水装置工事業者の新規指定手数料50,000円との整合を図る)

3. 施行期日

令和6年4月1日(令和5年度は周知及び準備期間)

4. その他

上記金額は消費税込みの金額を想定しており、インボイス制度に当てはめて整理する中で、1.1で割り戻した金額に1円未満の端数がある場合は切り上げることを原則とする。

決定事項